

地域課題に取り組むための助成事業 Q&A

Q.職員の人件費は対象となるか

A.申請の対象外となります。本助成金は地域公益活動の取組みに対する費用の助成となります。

Q.法人内で行う複数の地域公益活動での助成申請は可能か

A.可能です。申請書を作成する際に、複数の取組みを実施する旨をご記載ください。

Q.当年度に実施する取組みではあるが、現在企画中・未着手の内容の申請でも可能か

A.可能です。申請書にもその旨をご記載ください。事業計画書・企画書などがありましたら併せてご提出ください。

Q.パソコン、モニターなどの物品購入費用に充てることはできるか

A.可能ではありますが、助成採択の際は地域課題に取り組む具体的な活動への助成を優先します。当該の物品を購入することで、地域公益活動の取組みにどのような効果があるのかを申請書にご記載ください。

Q.講座実施のための講師謝礼は該当するか。また、外部への業務委託費なども該当するか

A.申請可能です。なお助成要件として、地域公益活動であることが前提となるため、講座や講習会は、地域住民などを対象とした開かれた内容であることが必要です。

Q.複数法人で行う共同の取組みにかかる費用については申請可能か

A.申請可能です。連携する団体・関係機関等は申請書にご記入ください。

Q.昨年度助成決定を受けたが、今年後の助成金申請は可能か

A.可能です。引き続き助成金を受けることで、活動が拡充できることや、見込める新しい効果について、申請書にご記載ください。なお、昨年度と全く同様の内容の取組みへの助成については、優先順位が低くなることをご承知おきください。

Q.本助成金以外の助成金との併用は可能か

A.可能です。ただし、助成金申請時点での各助成金の資金使途(暫定で可)を明確に、その内訳を申請書にご記載ください。

【問い合わせ先】

<東京都地域公益活動推進協議会 事務局>
社会福祉法人 東京都社会福祉協議会 福祉部 経営支援担当
〒162-8953 新宿区神楽河岸 1-1
TEL:03-3268-7192 FAX:03-3268-0635
E-mail:tky-koueki@tcsw.tvac.or.jp

